

健 感 発 第 0130001 号

平成 15 年 1 月 30 日

一部改正 令和 8 年 3 月 16 日

一部改正 令和 8 年 5 月 1 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査の実施について
(依頼)

標記調査については、下記のとおり調査を実施すべく、別添の実施要領を取りまとめましたので、貴自治体においても関係部局と調整の上、調査への参加についてよろしくご協力、ご対応いただくようお願い致します。

記

1 調査目的

ウエストナイル熱の侵入に備えた早期流行予測

2 調査場所

都市部のカラス等の鳥類の生息が多い大規模公園

3 調査項目

カラス等の鳥類の死亡数等について、週毎に把握し入力

4 調査結果の厚生労働省への連絡等

- (1) 「人獣共通感染法病原体監視システム」(ZAS : Zoonotic Agents Surveillance System)にウェブサイト上で入力することにより連絡を行う
- (2) 全国調査の結果については、厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構において分析の上、関係機関に対し定期的な情報提供等を通じて還元を行う

ウエストナイル熱の早期流行予測のための死亡鳥類調査（実施要領）

厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

1 はじめに

1999 年に北米大陸に出現したウエストナイル熱等の海外からの侵入リスクに対し
ては、感受性の高いカラス等の死亡動向を監視することが優れた流行予測手法である
ことが確認されており、我が国では長年サーベイランスを実施してきた。今般、これ
まで死亡動物の調査において使用されてきた「死亡動物調査システム（Dead Animal
Surveillance (DAS) システム）」（旧：Dead Birds Sighting Report (DBSR) システ
ム）の改修を行い、従来の死亡動物報告機能に加え、これらの病原体検査情報（現在
は重症熱性血小板減少症候群（SFTS））と死亡鳥・死亡動物の監視情報（ウエストナ
イル熱等）を一元的に集約・管理し、関係機関で迅速に情報を共有するため、「人獣
共通感染症病原体監視システム（ZAS : Zoonotic Agents Surveillance System）」を
新たに構築した。

本要領は、ウエストナイル熱の早期流行予測のための死亡鳥類調査について、ZAS
を用いた新たな運用体制に基づくものである。

2 対象情報の収集体制

指標となるカラス等の生息数・飛来数の多い都市部の大規模公園等において、公園
管理者が日常的な巡視の際に確認した死亡あるいは衰弱している鳥類の情報を自治体
担当課等で週毎に取りまとめ、ZAS へ入力する。

3 ZAS への入力方法等

ZAS の利用にあたっては、各担当者が専用ウェブサイトからアカウントの新規登録
を行う。死亡鳥類数の入力等の詳細な操作方法については、別途配布する「人獣共通
感染症病原体監視システム利用者用操作説明書」及び導入手順を図解した「ZAS 簡易
マニュアル」を参照のこと。データの欠落（特に採材地・都道府県情報等）を防ぐた
め、関係機関で適切に連携し、正確なデータ入力に努めること。

4 データの管理・分析と還元について

自治体等の登録者が入力したデータは、システム上のデータベースに蓄積される。ZAS においては、個人情報の保護の観点から、登録者は自らが入力・担当したデータのみ閲覧可能な仕様となっている（他の自治体や機関が入力したデータを自由に閲覧することはできない。）。ZAS に入力された全国のデータは、管理者（厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構）において一元的にリアルタイムで把握・解析される。解析された結果等のフィードバックについては、個人が特定できないよう精査・集計した上で、定期報告（週報、四半期報等）や有事の際の緊急報告等を通じて、自治体をはじめとする関係機関へ情報提供を行う。

5 異常把握時の対応

国立健康危機管理研究機構等でのデータ解析の結果、ウエストナイル熱が疑われるカラス等の死亡数の異常な上昇が確認された場合は、厚生労働省より速やかに当該自治体等の関係機関へ情報提供と注意喚起を行うとともに、必要に応じて追加の検査や疫学調査等の対応について協議を行う。

6 その他

ZAS のアカウント発行手順や各種マニュアルの取得、操作等に関する不明点については、下記問い合わせ先（ZAS システム管理者等）までご連絡下さい。

国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 獣医科学部 第3室
室長 宇田 晶彦

E-mail : uda.a@jihs.go.jp 電話 : 03-5285-1111（内線 : 2621）